

屋内広場 sola の使用に当たって

令和7年7月1日

厚木市立あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ）（以下「プラザ」と言う。）8階における「屋内広場sola」の専用使用に当たっては、申請により使用することができます。

プラザ8階には、こども及びその保護者の集いの場を提供している子育て支援センターや託児室、5階から7階には会議室、9階には映画館等、多くの施設があります。館内の施設運営、利用者等へ迷惑を及ぼすおそれのある事業については、制限、あるいは、使用を許可しない場合があります。

また、催し物等の開催途中であっても、迷惑を及ぼすと判断した場合は、使用を中止する場合がありますので、御了承ください。

1 使用基準等

プラザ8階における「屋内広場sola」の専用使用することができる団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 来館者が参加することができる催物等で、かつ、厚木市又は厚木市教育委員会が主催、若しくは、共催等を承認されていること。
- (2) 市内を活動拠点とする団体または教育機関で、未就学児に関する催物等で使用すること。
- (3) 営利を目的としていないこと。

2 専用使用できる施設

別表の区域のとおり、プラザ8階の南側広場、中央広場を使用することができます。

なお、別表以外の施設を希望する場合は、事前に協議する必要があります。

3 使用の申請

厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例第3条第1項の規定により使用について申請する団体等は、事前に子育て支援センターへ内容、空き状況等を確認の上、屋内広場sola使用申請書（第1号様式）を使用する1年前から2か月前までに提出してください。

4 使用の許可

使用を許可するときは、申請者に屋内広場sola使用許可書（第2号様式）を通知します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、許可できません。

また、その際も通知します。

- (1) 屋内広場solaにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 屋内広場solaの施設又は設備を損傷させるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが屋内広場solaの管理上支障があると認められるとき。

5 使用の事前調整

使用が許可された団体等は、催物等の詳細について、子育てセンターと事前調整を行ってください。なお、事前に調整していない事項については、当日行うことはできません。

6 使用の時間

準備から撤収まで一連の利用を含み、午前9時から午後6時までとします。

7 会場の準備・片付け

使用団体等は、屋内広場solaを使用するに当たり必要な物品がある場合は、自ら手配及び準備を行ってください。屋内広場solaに常設する机等の使用はできません。

なお、物品搬入の手続きは、使用日の2日前までに、プラザ6階生涯学習課において行ってください。

また、物品、展示物等への事故防止対策を施し、通路経路上の障害物となり得るものは、仮設であっても置くことはできません。

屋内広場solaの使用終了後は、現状復帰をしてください。

8 その他注意事項

- (1) 使用目的以外の目的に施設又は設備を使用しないでください。
- (2) 許可された使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないでください。
- (3) 附属設備を許可なくプラザ8階施設外に持ち出さないでください。
- (4) 許可された施設以外を使用しないでください。
- (5) 火気を使用しないでください。

- (6) 許可なくプラザ8階施設内に立看板、貼り紙等をしないでください。
- (7) ペット等の動物（補助犬を除く。）を持ち込まないでください。
- (8) 定められた場所以外で喫煙をしないでください。
- (9) 営利を目的とする行為又は金品の寄附募集を行わないでください。
- (10) 危険又は不潔な物品を持ち込まないでください。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。プラザ8階利用者及びほかの階の施設等への影響を考慮し、大きな音の出る楽器やパワーアンプ等は使用できません。楽器演奏や音響設備の音量には配慮してください。
- (12) 事前に許可を得ていない撮影は行わないでください。
- (13) 関係職員の指示に従ってください。

別表

専用使用できる場所 中央広場、南側広場

トイレ 授乳室	ベビーカー置場	子育て支援センターもみじの手事務室 サロン室		
	プロジェクション コーナー		サロン室前	階段
三輪車・カート コーナー			中央広場	エレベーター
託児室「わたぐも」		遊具 コーナー	南側広場	エレベーター前 テラス